

理由

最近における食品の安全性に対する国民の関心の高まりにかんがみ、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する特定の事務を農林水産省の所掌事務に追加するとともに、主要食糧及び他の農産物に関する施策を総合的に推進するため、食糧庁を廃止し、その所掌事務を内部部局の事務とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。